

2018年
2月5日号

新津民主商工会

新潟市秋葉区岡田九四
TEL(0250)2311353
FAX(0250)2315544

納税者の権利を求めて新津税務署と交渉

1月29日、新津民商は新津税務署に要望書を提出し、交渉を行いました。民商は目黒司会長ら三役4人が参加、新津税務署は相場総務課長ら2人が応対しました。

【要望項目】

- 1、確定申告書、法定調書等にマイナンバーの記載がないことで、納税者に不利な扱いをしないください。
- 2、税務調査の事前通知は、納税者が理解できるように書面で通知してください。
- 3、税務調査にあたって納税者が要請する第三者の立ち合いを認めてください。

【新津税務署の回答】

- 1、記載がなくても受理し、不利益な扱いはしません。記載のお願いや指導をしています。記載は義務になったが罰則はありません。
- 2、事前通知の仕方は法令上規定がない。納税者に確実に伝わるように電話で通知することにしています。
- 3、税務調査は、税務職員の仕事に抵触する恐れや、税理士法の関係で第三者の立ち合いは認めていない。

【三役から税務署への意見】

・調査の事前通知は電話だと行き違いがあるし、伝えるべきことの項目すべてを言われたかわからないので文書で通知してほしい。

参加者募集中！

新津民商共済会

日光鬼怒川1泊バス旅行

旅行日

3月24日(土)25日(日)

参加旅費大人 23,000円

子供 18,000円

参加できるのは共済加入者とその家族です

※参加費に含まれるもの

バス代、宿泊代、1日目夕食、

2日目朝食昼食、東照宮拝観料

※2月28日または定員になり次第締め切り

・税務調査を数年前(民商入会前)に立会なしで受けたことがあるが、住宅取得控除は「取れるわけがないだろ!」と高圧的に言われたが、調査後の申告では控除ができた。納税者が何もわからないと思って「デタラメ」をいう調査官がいる。立ち合いは認めてもらわなければ困る。

・税理士法に立会いは税理士の独占というようなことは記載されていないと思う。法にあるなら教えてほしい。

総務課長は三役の意見についてはすべて「要望として聞いておく」の対応でした。

自主記帳・自主計算・自主申告を進めよう！

準備は大丈夫でしょうか？

重税反対全国統一行動新津集会

3月13日(火) 午後1時集会開始

(開場・受付開始は12時45分)

場所 秋葉区文化会館 ※集会後デモ行進をします。

☆中小業者・国民が、消費税増税阻止の声を上げるときです。

☆歩くのが困難な人は、文化会館から税務署付近までバスを運行します。

※ご注意…税務署、税務署周辺への車の乗り入れは禁止です。

